

平成 2 1 年 2 月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 2 1 年 2 月 1 3 日 開会  
同 日 閉会

# 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成21年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

## 議事日程（第1号）

平成21年2月13日（金曜日）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号））
- 日程第 5 議案第1号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第2号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第4号 平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第5号 平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第6号 平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第13 議案第9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第14 発議第1号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第 1 5 請願第 1 号 後期高齢者医療制度の資格証明書発行に関する請願

日程第 1 6 一般質問

会議に付した事件

日程第 1 議席の指定から

日程第 1 6 一般質問まで

出席議員（27名）

1 番	井 口 弘 君	3 番	宮 本 勝 利 君
4 番	平 林 崇 行 君	5 番	田 中 賢 司 君
6 番	西 本 和 明 君	7 番	塚 寿 雄 君
8 番	辻 本 宏 君	1 0 番	山 下 久 美 子 君
1 2 番	田 和 弘 満 君	1 3 番	福 井 健 次 君
1 4 番	所 順 子 君	1 5 番	西 川 雅 三 君
1 6 番	畑 中 秀 敏 君	1 7 番	横 畑 龍 彦 君
1 8 番	栗 茂 夫 君	2 0 番	上 野 諭 君
2 1 番	森 下 弘 君	2 2 番	小 川 猛 君
2 3 番	赤 松 義 之 君	2 4 番	岡 谷 裕 計 君
2 5 番	吉 田 盛 彦 君	2 6 番	朝 本 紀 夫 君
2 7 番	橋 本 謙 二 君	2 8 番	三 原 勝 利 君
2 9 番	佃 奈 津 代 君	3 0 番	佐 古 守 君
3 1 番	角 將 範 君		

欠席議員（4名）

2 番	寺 井 富 士 君	9 番	竹 村 広 明 君
1 1 番	前 村 勲 君	1 9 番	金 崎 昭 仁 君

説明のための出席者

広域連合長	真 砂 充 敏 君	副広域連合長	木 下 善 之 君
事務局長	田 中 友 喜 君	総務課長	梶 村 智 君

業務課長 北野幸広君 総務課長補佐 安井正典君

業務課長補佐 沼田和巳君 業務課長補佐 高岡秀人君

事務局職員出席者

書記長 小畑敏道 書記 田邊 治

午後 1 時 0 0 分 開議

議長 時間が参りました。

ただいまから平成21年 2 月13日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選任されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員にかつらぎ町の田和弘満君、みなべ町の小川猛君、湯浅町の西川雅三君、美浜町の栗茂夫君、日高町の金崎昭仁君が選出されました。

仮議席はただいまご着席の議席と指定いたします。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集のあいさつのため発言を求められていますので、これを許可いたします。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては何かとご多用の中、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、長寿医療制度がスタートし、1 年が経過しようとしているところですが、制度施行当初から多くの皆様方からご意見、ご批判をいただき、政府において保険料の軽減措置の拡充や普通徴収の拡大などがなされるとともに、被保険者の方々の一番身近な存在である市町村でのきめ細やかな相談体制の整備や広報活動の充実など、種々の改善施策が実施され、広域連合及び構成市町村においても適確に対応してまいったところでございます。

また、国におきましては、被保険者の皆様によりご利用いただきやすい制度の構築に向けた検討とともに、抜本的な医療制度の見直しの議論が、法に規定する 5 年後の制度見直しを前倒して行われているところでございます。

いずれにいたしましても、被保険者の皆様、言いかえれば保険料をお支払いいただくという保険システムのオーナー的な立場にある方々が、自分たちの相互扶助システムという認識を持てるような制度が構築されることを強く望むものであります。

平成21年度は、第 1 期の特定期間（保険料算定期間）、これは平成20年度から21年度ですが、これが終了し、後期高齢者医療制度の収支の状況が問われる、そして第 2 期の特定期間

(平成22年度から23年度)における保険料の設定を行う年となります。

世界的な経済不況という冷たい北風が吹き荒れる中、また国における社会保障制度全般にわたるさまざまな議論がある中での事務執行となります。安心できる生活を提供する地域医療保険を担う部門として、ご高齢の方々の不安を少しでも払拭し、ご高齢の方々の制度へのご理解を深めるとともに、経済的な基盤の弱い方が必要な医療を途切れることなく受診できるよう、適確な保険給付に努めてまいります。

また、制度運営に当たり、歳入の基幹となる税収が依然として厳しい状況にある各市町村に諸経費のご負担をいただいている広域連合として、一層の経費削減と効率的な予算執行に努めてまいります。

さて、本定例会におきましては、広域連合長専決処分としまして報告・承認事項、平成20年度補正関係としまして一般会計並びに特別会計補正予算案のほか、繰越明許予算を提出するとともに、条例の制定・改廃の諸議案を提出いたしております。

次に、平成21年度当初関係といたしまして、一般会計予算案、特別会計予算案を提出するとともに、その他諸議案を提出しております。

なお、一定要件のもとで均等割及び所得割に係る保険料軽減措置につきましては、平成21年度以降の恒久措置とされ、今後、政令改正が予定されているところでございます。しかし、現在のところ法令に規定がないことから、平成21年度におけるこれらの施策の実施は、第171回国会における平成20年度2次補正予算の成立が前提となっており、当該補正予算は去る1月27日に成立したところでございます。

国の補正予算成立に伴い、本2月定例会議案を調製し、提出させていただくべきところではございますが、提出議案の再調製には相応の時間を要することから、本定例会に提出しております条例改正案や予算案の諸議案に、これら保険料軽減の恒久措置を盛りこむことができませんでした。議員の皆様方に深くおわび申し上げますとともに、今後、適正・適確に対応していくことをお約束いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 日程第1、「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選任されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、4番平林崇行君

及び23番赤松義之君を指名します。

次に、日程第3、「会期決定について」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、諸般の報告をさせます。

書記長。

書記長 報告いたします。

平成21年1月29日付、和広第235号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成20年7月31日付、和広監第5号、平成20年8月20日付、和広監第6号、平成20年9月26日付、和広監第7号、平成20年10月20日付、和広監第8号、平成20年11月21日付、和広監第9号、平成20年12月24日付、和広監第10号、平成21年1月14日付、和広監第11号をもって監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。

次に、平成21年2月10日、「後期高齢者医療制度の資格証明書発行に関する請願」が和歌山県社会保障推進協議会から提出され、同日これを受理いたしました。請願第1号としてお手元に配付いたしております。

次に、平成21年2月13日、井口弘君、平林崇行君、田中賢司君、西本和明君から、発議第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について」の議案が提出されました。文案につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

議長 次に、日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第11、議案第7号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」までの8件を一括議題として、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 それでは、上程されました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、報告・承認関係では、広域連合長専決処分事項についてでございます。

次に、条例関係では、「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」におきまして、被扶養者であった被保険者に対する保険料軽減措置の1年延長に伴う保険料の賦課の特例を定める改定を行う条例案を初め、3件の議案を提出しております。

平成20年度補正予算関係でございますが、一般会計におきましては3億5,770万8,000円の増額、特別会計におきましては52億689万6,000円の減額を行っております。

一般会計につきましては、歳入において各市町村から納付いただく負担金収入を減額するほか、国の保険料軽減策等の実施に伴い、国庫支出金及び基金繰入金をそれぞれ増額するとともに、繰越金の補正を行っております。

歳出では、人件費等の精算に伴う減額や既収入の国庫支出金の対象事業費の確定による返還金の追加があり、特別会計繰出金では減額補正を行っております。

特別会計につきましては、保険給付費の減額や給付費準備基金積立金の増額等を計上したほか、保健事業の事業費の決定等による所要の補正を行うとともに、年度内に完了が困難となりました事業の繰越明許費予算を計上してございます。

次に、平成21年度当初予算関係でございます。

平成21年度の予算規模は、一般会計で4億3,698万6,000円、特別会計で1,210億9,191万2,000円でございます。総計1,215億2,889万8,000円でございます。前年度当初予算に対する増減率につきましては、一般会計で35.2%の減、特別会計では12.3%の増、全体では12.0%の増となっております。

詳細につきましては事務局長から説明いたさせますので、議員の皆様方におかれましては慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、田中友喜君。

〔事務局長 田中友喜君 登壇〕

事務局長 それでは、補足説明を行います。

承認第1号及び議案第1号から議案第9号までを一括してご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号は、広域連合長専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。



2ページをお開き願います。

昨年の国の特別対策により、均等割7割軽減世帯を8.5割軽減に、一定要件のもと、所得割を一律5割軽減とする保険料軽減対策の実施に先立ち、事前にその趣旨等を広く被保険者の方々に周知する必要があることから、市町村窓口用リーフレットの作成及び新聞広告を行うため、特別会計において歳入歳出それぞれ662万3,000円を増額し、国庫補助金の受け入れ及び広報経費等の所要の補正を行ったものでございます。

8ページをお開き願います。

議案第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減措置が1年間延長されることに伴い、平成21年度における当該被扶養者に係る保険料賦課の特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、冒頭、広域連合長がご説明申し上げましたように、本条例改正案には平成21年度以降の軽減措置でございます均等割7割軽減対象者のうち一定要件に該当する者を9割軽減に、それから一定の要件に該当する者の所得割を5割軽減に、それぞれ保険料負担を軽減する部分については所要の改正を行っておりませんので、今後、適切に対応してまいります。

11ページをお開き願います。

議案第2号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」でございます。

平成21年度においても、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置を講じることに伴い、減少する保険料収入を補填するとともに、制度の広報及びきめ細やかな相談体制の整備をするための財源として交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を受け入れるため、所要の改正を行うものでございます。

本条例改正案におきましても、議案第1号同様、平成21年度以降の保険料負担軽減の措置に係る改正を行っておりませんので、今後、適正に対応してまいります。

14ページをお開き願います。

議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の制定について」でございます。

地方自治法の改正により、地方議会議員の報酬に関しては、地方議会議員の位置づけが明確化されたことに伴い、新たに制定するものでございます。附則におきまして経過措置を置

くとともに、和歌山県後期高齢者医療広域連合の広域連合長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行っております。なお、報酬の額は改正してございません。

17ページをお開き願います。

議案第4号は、「平成20年度後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」でございます。

歳入歳出それぞれ3億5,770万8,000円を追加し、予算総額を9億3,876万8,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、目ごとに説明いたします。

20ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金でございます。800万円の減額は、事務経費の精算により減額補正を行うものでございます。

21ページをお願いします。

第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金3億679万5,000円の増額は、国の特別対策の被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減措置が1年延長されることにより、実施に必要な平成21年度保険料減額相当分及び制度周知の広報経費並びに標準システムを運用するサーバー購入経費等として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を受け入れるものでございます。なお、補助率は10分の10(100%)でございます。

22ページをお開き願います。

第5款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金5,136万9,000円の増額は、同基金から被用者保険の被扶養者だった方の保険料軽減措置の期間延長に係る広報やサーバー購入経費等に要する経費相当分として繰り入れを行うものでございます。

23ページをお願いします。

第6款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金754万4,000円は、平成19年度に受け入れた国庫補助金の事業費の精算に伴い、サーバー室の整備費用の余剰受け入れ分を国庫に返還するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

24ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費45万6,000円の減額は、派遣職員の人件費の精算及び国庫支出金返還金の補正でございます。

25ページをお願いします。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費4億7,706万6,000円の増額は、国から交付を受けた高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を交付条件に従い、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるものでございます。

26ページをお開き願います。

第5款諸支出金、第1項特別会計繰出金、第1目特別会計繰出金1億1,890万2,000円の減額は、実績見込みにより特別会計への繰出金の減額補正でございます。

なお、本補正予算は、平成21年度以降の保険料負担軽減措置に係る予算計上を行ってございませんので、今後、適正に対応してまいります。

27ページをお願いします。

議案第5号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）」でございまして、歳入歳出それぞれ52億689万6,000円を減額し、予算総額を1,025億4,764万9,000円とするともに、繰越明許費を計上するものでございます。繰越明許費につきましては、31ページの「第2表繰越明許費」をご参照願います。

予算の内容につきましては、目ごとにご説明いたします。

32ページをお開き願います。以下、目ごとにご説明をいたします。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金11億9,201万9,000円の減額は、対象となる保険料及び保険給付費の減額や、均等割保険料の軽減措置対象人員の確定等に伴う補正でございます。

33ページをお願いします。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金11億7,911万2,000円の減額、第2目高額医療費負担金633万1,000円の減額は、それぞれ対象となる保険給付費の減額に伴う補正でございます。

34ページをお開き願います。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金4億2,920万円の減額は、対象となる保険給付費の減額に伴う補正でございます。

第2目円滑運営事業費補助金5億6,770万5,000円の増額は、保険料を均等割額7割軽減から8.5割軽減に、所得割額を新たに5割軽減する特別対策実施に伴い、減収となる保険料相当分等として交付を受けるもので、補助率は10分の10で100%でございます。

第3目保健事業費補助金1,009万1,000円の補正は、補助金の交付が不明確であったため当初予算に見込むことができなかつたもので、補助金の交付基準等が明確化されたことに伴い計上するものでございます。なお、補助率は基準額の3分の1でございます。

35ページをお願いします。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金3億9,303万7,000円の減額、第2目高額医療費負担金633万1,000円の減額は、それぞれ対象となる保険給付費の減額に伴う補正でございます。

36ページをお開き願います。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金24億2,652万4,000円の減額は、それぞれ保険給付費の減額に伴う補正でございます。

37ページをお願いします。

第5款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金5,266万円の減額補正は、事業費確定によるものでございます。

38ページをお開き願います。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金120万円の減額補正は、後期高齢者医療給付費準備基金への積み立て時期の確定によるものでございます。

39ページをお願いします。

第7款繰入金、第1項繰入金、第1目その他一般会計繰入金1億1,890万2,000円の減額補正は、被用者保険の被扶養者であった方の人数確定等に伴うものでございます。

40ページをお開き願います。

第8款諸収入、第2項預金利子、第1目預金利子2,062万4,000円の増額補正は、公金の運用・管理に伴う利息確定によるものでございます。

41ページをお願いします。

次に、歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費8,814万4,000円の増額補正は、国の特別対策の実施等に伴う諸経費の補正でございます。標準システムを効率的に運用するサーバーを購入する18節備品購入費で3,988万2,000円、きめ細やかな相談体制整備構築のための市町村への交付金、及び現在の標準システムを改修する必要が生じることから、同システムの開発元の国保中央会へ改修経費を拠出する19節負担金、補助及び交付金3,847万1,000円が主なものでございます。

42ページをお開き願います。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費50億4,821万6,000円、第2目療養費4億1,088万6,000円、第3目審査支払手数料1,613万8,000円のそれぞれの減額は、医療費の実績見込みにより減額補正を行うものでございます。

43ページをお願いします。

第2項高額療養諸費、第1目高額療養費1億4,271万2,000円の増額。

44ページをお開き願います。

第3項葬祭諸費、第1目葬祭費3,957万円の減額。

それぞれ保険給付の実績見込みにより補正を行うものでございます。

45ページをお願いします。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金、第1項特別高額医療費共同事業拠出金、第1目特別高額医療費共同事業拠出金5,266万円の減額、第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金8万9,000円の増額は、それぞれ事業費の決定により補正を行うものでございます。

46ページをお開き願います。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費240万円の減額は、健康診査実施に伴う広報を予定しておりましたが、健康診査も含め、制度全般にわたる広報活動の充実が求められましたので、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費において予算措置を行ったことによる予算の組み替えによる減額補正でございます。

47ページをお願いします。

第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金1億3,202万9,000円の増額補正は、保険給付費として支出する額と保険料相当分として収納する額の実績見込みから、本年度において剰余となる保険料負担金を同基金に積み立て、平成21年度の保険給付や健康診査の財源とするものでございます。

以上で平成20年度の補正関係の説明を終わらせていただき、平成21年度当初予算関係の説明に移らせていただきます。

48ページをお開き願います。

議案第6号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,698万6,000円と定めるとともに、一時借入金の借り入れの最高額を2,000万円と定めるものでございます。

予算の概略をご説明いたします。

51ページをお開き願います。

歳入でございます。

第5款繰入金におきまして、後期高齢者医療制度臨時特例基金から、被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減に伴う財源補填等として繰り入れるものでございますが、平成21年度においては半年間の保険料免除措置がなくなり、9割軽減のみとなることから、歳入総額を4億3,698万6,000円といたしたもので、前年度当初予算と比較いたしますと、額にして2億3,737万1,000円の減額、率にして35.2%の減となっております。

52ページをお開き願います。

歳出でございます。

ただいま歳入でご説明させていただいたとおり、基金繰り入れ及び基金利子の財産収入を特別会計へ繰り出し、第5款諸支出金2億5,802万2,000円といたしてございます。前年度と比較して2億3,615万円の減額となっております。

続きまして、予算内容につきまして目ごとに説明いたします。

53ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1億4,600万円は、広域連合への派遣職員の人件費及び事務局の一般事務経費等を各市町村にご負担いただくものでございます。

54ページをお開き願います。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金1,610万8,000円と、55ページの第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金1,610万8,000円は、それぞれ保険料不均一賦課に伴う財源補填として、国及び県の負担分でございます。

56ページをお開き願います。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金100万円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の原資の運用に係る預金利子でございます。

57ページをお願いします。

第5款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金2億5,702万2,000円は、被用者保険の被扶養者であった方への保険料軽減措置に伴う補填相当分及び制度周知広報分として特別会計へ繰り出すものでございます。

58ページをお開き願います。

第6款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金1,000円、59ページの第7款諸収入、第1項預金利子、第1目預金利子1,000円は、費目とりでございます。

60ページをお開き願います。

第2項雑入、第1目雑入74万6,000円は、派遣職員の家賃の自己負担分及び臨時職員に係る雇用保険料の自己負担分等でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

61ページをお願いします。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費300万円は、広域連合議会の運営に要する諸経費でございます。

62ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1億4,240万5,000円は、派遣職員の人件費及び事務局の運営に要する諸経費でございます。なお、特別職及び一般職員の給与費明細書につきましては、72ページから74ページまでをご参照願いたいと思います。

64ページをお開き願います。

主なものは、事務局事務所の借り上げ等に係る14節使用料及び賃借料1,178万円及び派遣職員の給与等に係る19節負担金、補助及び交付金1億720万2,000円でございます。

66ページをお開き願います。

第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費8万2,000円は、選挙管理事務に要する諸経費でございます。

第2目広域連合長選挙費4万6,000円は、任期満了に伴う広域連合長選挙に要する諸経費、第3目広域連合議会議員選挙費1万2,000円は、任期満了等に伴う広域連合議会議員選挙に要する諸経費でございます。

第2目公平委員会費12万6,000円は、委員会の諸経費でございます。

67ページをお願いします。

第3款監査委員費、第1目監査委員費17万7,000円は、監査事務執行に要する諸経費でございます。

68ページをお開き願います。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費3,221万6,000円は、保険料不均一賦課に係る財源補填として特別会計へ繰り出すものでございます。

69ページをお願いします。

第4款公債費、第1項公債費、第1目利子10万円は、一時借り入れに伴う利子でございます。

70ページをお開き願います。

第5款諸支出金、第1項特別会計繰出金、第1目特別会計繰出金2億5,802万2,000円は、特別会計への繰出金でございます。

71ページをお願いします。

第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費は、前年と同額の80万円を計上しております。なお、本予算案は、平成21年度以降の保険料負担軽減措置に係る予算計上を行っておりませんので、今後、適正に対応してまいりたいと思っております。

75ページをお開き願います。

議案第7号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」でございます。

歳入歳出の総額をそれぞれ1,210億9,191万2,000円と定めるとともに、一時借入金の借り入れの最高額を100億円と定めるものでございます。これは保険給付の1カ月分の支払いに対応できるよう100億円としているところでございます。

また、あわせて、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものでございます。

なお、債務負担行為で翌年度以降にわたります支出等に関するものは、106ページをご参照願いたいと思います。当該債務負担行為は、広域連合及び構成30市町村に設置するサーバー等の電算機器のリース料として、平成19年度に期間5年で債務負担行為を設定したものでございます。

それでは、予算の概略をご説明いたします。

80ページをお開き願います。

歳入でございます。

前年度は4月からの制度施行であったため、保険給付の療養給付費につきましては、昨年4月から本年2月までの診療分に係る11カ月分でしたが、本年度は3月からの診療分となり、前年度と比べ1カ月分増の12カ月分となることから、保険給付に係る財源として受け入れる額が増加しております。その結果、歳入総額を1,210億9,191万2,000円といたしましたもので、前年度当初予算と比較いたしますと、額にして132億5,069万3,000円の増額となっております。率にして12.3%の増となっております。



81ページをお願いします。

歳出でございます。

歳入でご説明させていただきましたとおり、保険給付費の療養給付費が対象となる期間が1カ月分増加、療養費につきましては2カ月分増加、高額療養費では3カ月分が増加することから、第2款保険給付費につきましては、138億3,433万9,000円の増額としております。

続きまして、予算内容につきまして目ごとにご説明いたします。

82ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金202億3,581万円は、一般事務経費の負担分として4億8,976万円、市町村が徴収する保険料相当分の現年度分として、特別徴収被保険者9万3,200人、普通徴収被保険者4万8,070人、合計14万1,270人分、76億9,825万9,000円、及び過年度分として3,237万5,000円、合わせて77億3,063万4,000円、医療機関で医療を受けた場合の自己負担額等を除いた費用の12分の1の法定負担分として95億7,392万6,000円、所得の低い方の均等割保険料額を7割、5割、2割に軽減することに伴う財政補填として、保険基盤安定制度分として24億4,149万円をそれぞれ市町村にご負担いただくものでございます。

83ページをお願いします。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金287億2,178万円は、医療機関で医療を受けた場合の自己負担額等を除いた費用の12分の3となっております。

第2目高額療養費負担金2億6,311万1,000円は、1件80万円を超える高額な医療費の4分の1をそれぞれ国が法定負担するものでございます。

84ページをお開き願います。

第2項国庫補助金、第1目保健事業費補助金1,009万1,000円は、健康診査実施に伴い交付を受けるもので、補助率は基準額の3分の1でございます。

第2目調整交付金106億4,094万6,000円は、後期高齢者医療広域連合間における被保険者の所得格差による保険財政の不均衡を是正するため、国が法の規定により交付するものでございます。

85ページをお願いします。

第3款県支出、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金95億7,392万6,000円は、医療機関で医療を受けた場合の自己負担額等を除いた費用の12分の1を、第2目高額医療費負担金

2億6,311万1,000円は、1件、これも同じく80万円を超える高額な医療費の4分の1を、それぞれ国と同じように県が法定負担するものでございます。

86ページをお開き願います。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金502億4,491万4,000円は、国保及び被用者保険の保険者からの支援金でございます。

87ページをお願いします。

第5款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金6,530万2,000円は、医療費の200万円を超える部分への保険料からの支払いについて、1件400万円を超える著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和し、高額な医療費の支出を支えるため、全国の後期高齢者医療広域連合が共同してその医療費を負担する特別高額医療費共同事業費として、国保中央会から交付されるものでございます。

88ページをお開き願います。

第6款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金3,221万6,000円は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課に伴う財源補填の繰り入れでございます。

第2目その他一般会計繰入金2億5,802万2,000円は、被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減に伴う財政補填及び周知広報としての繰り入れでございます。

第3目基金繰入金5億6,800万6,000円は、保険財政収支の前年度の余剰分を積み立てる後期高齢者医療給付費準備基金から、保険料相当分としての繰り入れでございます。

89ページをお願いします。

第7款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料300万円は、保険料滞納に係る延滞金収入でございます。

90ページをお開き願います。

第2項預金利子、第1目預金利子1,000円は費目とりでございます。

91ページをお開き願います。

第3項雑入、第1目返納金1,000円及び第2目雑入1,000円は、ともに費目とりでございます。

第3目第三者納付金2億1,167万4,000円は、第三者行為の交通事故等により要した医療費の保険給付部分について、過失割合に応じ加害者から納付いただくものでございます。

続きまして、歳出でございます。

93ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費4億9,395万9,000円は、被保険者の資格管理や保険料の賦課及び保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要する諸経費でございます。

主なものは、医療費通知の送付や市町村電算システムと広域連合電算システムを結ぶ専用回線の使用料などに要する12節役務費6,268万4,000円、標準システムのバージョンアップやシステム改修に要する電子計算機システム運用委託料、保険給付に係るレセプト点検委託料、レセプトの電子データとしての保管を行う画像処理業務委託料や、柔整、鍼灸等のデータ作成や葬祭費の支給業務など各種の業務代行を国保連合会に委託するその他代行業務委託料など、13節委託料3億2,719万5,000円、標準システム及び市町村に配置した電子計算機器の借上料として、94ページの14節使用料及び賃借料9,567万2,000円等でございます。

95ページをお願いします。

第2項賦課徴収費、第1目賦課徴収費60万円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要する諸経費でございます。

96ページをお開き願います。

保険給付費でございます。これは老人保健制度における給付実績に加え、平成20年度の決算見込み等を考慮し、算定したものでございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費1,157億2,679万7,000円は、入院・入院外、歯科、食事療養費、薬剤、訪問看護等に係る保険給付でございます。

第2目療養費25億7,012万4,000円は、一般診療、補装具、柔道整復、あんま・マッサージ、鍼灸、移送等に係る保険給付でございます。

第3目審査支払手数料3億6,748万1,000円は、国保連合会へのレセプトの審査及び医療機関への支払い業務の委託に伴う手数料でございます。

97ページをお願いします。

第2項高額療養諸費、第1目高額療養費12億6,455万1,000円は、医療費の支払い額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。

第2目高額介護合算療養費9,238万8,000円は、1年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。本年度が初めての交付となります。

98ページをお開き願います。

第3項葬祭諸費、第1目葬祭費2億4,030万円は、被保険者の死亡に伴い、3万円の保険給

付を行うものでございます。

99ページをお願いします。

第3款財政安定化基金拠出金、第1項財政安定化基金拠出金、第1目財政安定化基金拠出金1億368万4,000円は、後期高齢者医療制度の財政の安定を図るため、和歌山県に設置される同基金への拠出を行うものでございます。

100ページをお開き願います。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金、第1項特別高額医療費共同事業拠出金、第1目特別高額医療費共同事業拠出金6,530万2,000円は、歳入のところでご説明いたしましたように、特別高額医療費共同事業交付金の財源として、全国の後期高齢者医療広域連合が拠出するものでございます。

第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金8万9,000円を事務費として拠出するものでございます。

101ページをお願いします。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費1億3,598万7,000円は、被保険者の健康保持増進と健康意識の高揚を図るために要する諸経費でございます。健康診査の実施の和歌山県医師会への委託や、受診者のデータ管理を国保連合会へ委託する13節委託料1億3,527万6,000円が主でございます。受診率を被保険者の11%、1万5,842人と見込んでございます。

102ページをお開き願います。

第6款公債費、第1項公債費、第1目利子600万円は、一時借り入れに伴う利子でございます。

103ページをお願いします。

第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金444万円は、被保険者の保険料の過誤納に伴う払戻金でございます。

第2目償還金1,000円は費目とりでございます。

第3目は還付加算金20万9,000円でございます。

104ページをお開き願います。

第8款予備費、第1項予備費、第1目予備費は、前年度と同様、2,000万円を計上してございます。

なお、本予算につきましても、平成21年度以降の保険料負担軽減措置に係る予算計上を行

っておりませんので、今後、適正に対応してまいります。

以上、平成21年度予算の説明を終わらせていただきます。

議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。約10分間程度。

午後 1 時 4 8 分 休憩

午後 2 時 0 0 分 再開

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 から日程第11までの議事を継続します。

まず、日程第 4、承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより承認第 1 号を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、承認第 1 号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 5、議案第 1 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより議案第 1 号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第6、議案第2号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7、議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の制定について」の質疑、討論、採決を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8、議案第4号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」から、日程第11、議案第7号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」までの4件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番、福井健次君。

福井議員 13番、福井です。

通告に基づきまして、4点の質疑をさせていただきます。

まず、この質疑は平成20年度補正予算案と21年度の会計予算、これについての質疑をさせていただきます。

まず最初に、平成20年度の補正で、療養給付費、療養費が大幅な減額となっているのはなぜか。この状況をどう見ているのか。

九度山町で少し聞いたところによりますと、障害者の加入が予定より3,000人ほど少なかったというのも影響があるんじゃないかというふうに言っておりましたが、減額が大きいので、50億余りと思いますが、この3,000人の加入者減、これがこれほど大きく影響はしていないというふうに思います。そしてまた、この医療制度により受診を控えている、そういうことが起こっていないかどうか。

2つ目に、保険料必要額の根拠としている療養給付費、療養費の大幅な減額で保険料を集め過ぎだということになるが、これはどうするのか。また、国保の支援金、これも多過ぎたのではないか。国とか県とか市町村の負担・分担金、これは補正で減額されておりますが、国保からも徴収しているが、それはどういうふうになっているのか。

また、3番目に、保険料の調定額の総額は幾らか。途中、国が保険料の減額をしたが、それにより調定額は幾らになったのか。この額は予算書でいえば市町村保険料負担金に当たると思うが、徴収した県では全額負担金として広域連合に入れられるのか。

4つ目に、平成21年度予算は制度開始前の計画から見てどう変えたのか。ことしの実績から必要額を下げたのは、これでいけば給付費総額は2年間で100億円以上計画を下回ることになると、このように思いますが、保険料は2年間そのままとなっているが、これは、こういう今一連の質問をしましたが、それから見ればどういうふうに見たらいいのか。また、国保の負担金は21年度には変更するおつもりですか。

この4点にお答えください。

議長 当局より答弁願います。

事務局長、田中友喜君。

事務局長 13番、福井議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1項目でございますが、第1点目に平成20年度の補正で療養給付費、療養費が大幅に減額となっているのはなぜか、この状況をどう見ているかとのご質問でございます。

お答えいたします。

当初、老人保健加入者がそのまま後期高齢者医療制度に加入するものとして当初予算を作成し、被保険者数を13万9,371人、11カ月分の1人当たり医療費を75万4,094円と見込んでございました。ところが、65歳から74歳までの一定の障害があるため老人保健に加入していた被保険者約8,000人のうち、多くの方が後期高齢者医療制度の加入の取り下げを行ったために、被保険者数で約3,400人、11カ月分の1人当たり医療費の推計が約5万2,000円全体で下がって6.9%減少しておるということでございます。いわゆる障害者の方の医療費が仮に11カ月で80万要れば、何十億かの医療費の大幅な減になるわけでございます。

第2点目で、この医療制度により受診抑制を行っていないかとのご質問でございますが、平成18年度の実績の老人保健時の受診率、これは障害者の方も全部入ってございます。それと本年度の後期医療制度になって、11月診療分までの1人当たりの受診率を比較したところ、若干後期のほうがまだ伸びている状況でございます、受診率は。ということは、我々は、これは受診抑制が起こっているとは考えてございません。ただ、今のところは1人当たりの受診が上がってございますが、今度どういう推移になるかは我々も予測がつかないところがあるんですが、大体今のような状況で進んでいくんじゃないかと、こういうふうに思っております。

第2項目めでございますが、第1点目は、療養給付費、療養費の大幅な減額で保険料を集め過ぎたということになるが、これはどうするのかとの質問でございます。

これは先ほど申し上げたとおり、障害者の後期高齢者医療加入取り下げにより、保険料もかなり減少となっていることでもありますし、20年度、21年度2年間見込んで保険料率を定めているところでありますので、この時期に集め過ぎているかどうかははっきりとまだしません。ただ、もしそのような状況になったときは、その分は基金に積み立て、22年度、23年度の保険料率に反映させていきたいと、このように考えているところでございます。

国保の負担金も多過ぎたことになるんじゃないか、これは支援金のことだと思います。国・県・市町村の負担金は減額補正されている。保険料は国保からの負担金を徴収するのか、それをどうするのかとの質問でございますが、国保や社会保険等には一般の後期高齢者医療



費の4割、いわゆる支援金ですね。現役並み所得の後期高齢者医療費の9割を支援金として負担していただいているところでございます。広域連合はこの支援金を法令に沿って歳入として受け入れているのでございまして、広域連合として国保等の負担が大きい云々を言う立場にはないわけであります。

また、歳入において、医療費の見込みに合わせて20年度もいわゆる支払基金の交付金を24億2,652万4,000円減額計上しているところでございます。支援金の交付も減額、国庫補助、県、合わせてこういうのも減額補正させていただいてございます。

それから、保険料の調定額及び市町村の徴収した保険についてご質問でございます。

まず第1点目で、保険料の調定額についての質問でございますが、制度施行時の調定額は約78億1,800万円、国の保険料軽減後の現在の調定額は約71億3,300万円となっております。

次に、市町村で徴収した保険料についてはどうなるんよということでございますが、これは市町村の徴収率が30市町村それぞれ異なると思えますけれども、その徴収率に合わせて我々の広域連合へ分賦金という形で納付していただく。これは議員ご指摘のとおりでございます。

第4項目でございますが、第1点目は、平成21年度の予算は制度開始前の計画から見てどう変わってきたのか。ことしの実績から必要額を下げたのか。これでいけば給付費総額は2年間で100億円以上計画を下回るとの質問でございます。

先ほども申したとおり、制度開始当初、老人保健加入者がそのまま後期高齢者医療制度に加入するものとしていたため、平成21年度の被保険者は14万4,020人と見込んでいましたが、20年度の実績を受け、21年度の被保険者は14万1,270人と見込みを立てて予算編成をしております。そのために、議員がおっしゃるとおり、2年間で約100億円医療給付費が下回ることとこれはなります。

第2点目で、保険料は2年間はそのままであるが、これをどう考えるのか。また、国保の負担金、いわゆる支援金は21年度に変更するのかというご質問でございます。

保険料については、先ほど申し上げたとおり、納めていただき過ぎていた場合は、いわゆる22年度、23年度の保険料で調整させていただくこととなります。

それから、国保等の負担金、いわゆる支援金については、医療費に合わせて本年度も歳入として適正に予算計上しておりますので、ご了解を願いたいと、このように思っております。

ですから、医療費が下がれば国庫負担、県費負担、市町村負担、それから支援金の交付金、それぞれ減額になるということでございます。

以上でございます。

議長 再度ご質疑ございませんか。

13番、福井健次君。

福井議員 13番、福井です。再質問させていただきます。

集め過ぎた保険料は基金に入れるということですが、今、全国的に見ても、この間新聞などにも報道されておりましたけれども、高齢者は大変、高齢者に悪いけれども、貧困なんですよ。政府は、最初は高齢者は大変金持ちだという前提のもとに後期高齢者医療を策定したと。しかし、あに凶らんや、なかなかお年寄りもそんなに金持ちじゃなかったと、そういう実態があります。そういう中で、こういう集め過ぎの保険料、これは返せという運動が起こっているんですよ。ですから、基金に集めるんじゃないしに、集め過ぎたものは返すと。

税金だってそうでしょう。税金は3,000円納め過ぎとっても返してくれるねん。だから、そういうふうにすべきだと思うんです。なぜならば、なけなしの金を年金からふんだくられとる。だから少しでも、1円でも100円でも大切なんですよ。特に国民年金の方は多くても6万円ぐらいしかないわけです、月に。だから、そういう人たちのことも考えて、やはり基金に回すんじゃないしに、または調整で次の保険料の中に入れていくと。そうなれば保険料が安くなるやないかということですが、5、4、1の割合で保険料は払うということになっていますので、本当にそういうふうな減額につながるのかどうかというのはようわからないんです。ですから、余ったというのか、取り過ぎの部分は返すべきじゃないんですか。私はそう思いますが、当局はどうお考えですか。

議長 答弁願います。

事務局長、田中友喜君。

事務局長 20年、21年度で、2カ年で保険料率を決定しております。それと保険料を取り過ぎていくかどうかという云々の問題になるんですけども、予算がいわゆる黒字になるか赤字になるかという、これもまだ先々、あと2年過ぎてみなければわからない、こういう状況下にあります。

そういう中で、保険料をお返しするというふうな、我々、そういうシステムも持っておりませんし、ただ13番議員さんおっしゃったように、この2年間でいわゆる黒字が出れば、その黒字部分については、22、23年度の保険料率を下げっていく、そういう金額にするということでございます。ですから、一旦基金へ積み立てる必要があるんで、ここで基金へ積み立ててということでございますけれども、結論的に申せば、一応黒字が出れば、次の保険料率の

試算のときに、その部分は市町村の介護保険と同じように保険料の引き下げのための財源に充てていくと、こういうふうになるかと思っております。

以上です。

議長 再々質疑ございませんか。

13番、福井健次君。

福井議員 13番、福井です。

少しだけわからないので教えてください。この必要経費は5、4、1の割合ですよ。だから、そういうふうにしたらこの5、4、1がどんな割合になるんか、そこが心配なんです、そんな心配は要らんのですか。

議長 答弁願います。

事務局長、田中友喜君。

事務局長 基本的には5、4、1、これは正しいです。ただ、いわゆる5、4、1ですけれども、これは療養給付費も動いておりますし、保険料も動いております。基本的に5、4、1ということをございまして、ただ先ほどから何回も申し上げているんですけれども、これは決算を打ってみないと、療養給付費が今後2年間、いわゆる療養給付費だけ申しますと、23カ月分の療養給付費の支払いがこの2年間の保険料の1割になりますよと、こういうことをございますので、現状、そこら辺の決算を打ってみなければわからない部分が確かにございますので、先ほども、くどいようですけれども、5、4、1ということにつきましては、これは基本的に今原則変わってございせん。ただ、かなりの国の軽減がされてきましたので、いわゆる保険料が今純粹に1割になっているかどうかということについては、これも後に我々も検証していかなければならないだろうなというふうに思っております。ただ原則、基本は今のところそうなっております。

そういうことで、くどいようですけれども、まだまだいわゆる療養給付費の支払いが1年以上あるわけですから、そういうことで、先ほど申したように、経費の節減を行ったり、医療費が逆に要らなくなったりということもできてくる。または高額にかかることも出てくるであろうと。そういう中で、黒字が出れば翌年の保険料の軽減のための財源として充てていきたいと、このようにお願いしたいというふうに思っておりますので、これを常に療養給付費、国支援金、常に1割や、1割やと、そういう形のなかなか事業運営といいますが、運営は非常に難しいということで、多少のやはり見込みの違いも、確かに現状、受診の方の3,400人余りの減少で見込みが下がったと、ある意味ではいわゆる支払いもかなり減ったという中で、

我々は今の状況を安堵しているところでございます。そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

議長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

13番、福井健次君。

福井議員 13番、福井です。

この4、5、6、7の4議案に反対の討論をいたします。

なぜ反対かといいますと、これら4議案は、後期高齢者医療を推進するための予算案です。私は、75歳以上のお年寄りを差別した医療を行う、こういう人の道にも外れた医療制度でありますから、決して認めることはできません。断固反対をしたいというふうに思います。

この75歳のお年寄りを年齢で区切って、お年寄りには治療してもなかなか治りにくい、認知症にかかっている人もいる、そしていずれ死んでいく人だと、こう特徴づけた後期高齢者医療です。そこから出てくる結論は何か。安上がりの医療で死んでもらえと。治療しても治りにくいし、痴呆症もあれば、ほっといたら近いうちに死んでいくんやと、そんなふうにししか見てへん。こんな制度をつくったのは世界じゅう広しといえども日本だけです。これは憲法にも、自治法にも、高齢者の医療の確保に関する法律にも違反しています。なぜならば、日本国憲法は、行政は住民・国民に対して福祉の増進をなさいと、こう決められとるわけです。ですから、今言った法律は福祉の増進を目的としとるわけです。

しかし、この後期高齢者医療制度は、福祉の増進ではなしに福祉の削減であります。そして、先ほどのお年寄りの特徴の一つ、一番最後ですが、いずれ亡くなる人や死亡する人なんだと、これがまた一番高齢者にとっては腹立たしいんですね。だから、今、この後期高齢者医療制度は、今の制度の屋台骨を揺さぶっている、そこまで来ています。

だから、皆さんもご存じだと思うんですが、昨年の9月に舛添厚生労働大臣、麻生首相が後期高齢者医療制度の見直し案について発言をしております。

その内容を紹介いたしますと、舛添大臣は、国民が支持しないような制度は大胆に見直すべきだと、こう述べました。そして、加入者を年齢で区別しない、現役世代と高齢者世代の保険料負担の不公平感を助長しない、年金から保険料の天引きを強制しない、この原則で構

築する、こういうふうには舛添大臣は言った。そして麻生総理の発言は、抜本的に見直すことが必要だ、国民に納得してもらえないという話だったらさっさと見直す、こう語っています。そして加入者を年齢で区別しない、年金からの保険料の天引きを強制しない、世代間の対立を助長しない、こういうことも挙げています。しかし、残念ながら、その後の自公連立政権合意で大きく後退されています。

しかし、皆さん、この後期高齢者医療制度というのは、参議院で中止せよという議案が採決されて通っております。あと衆議院だけです。そして近い将来に選挙があるかと思うんですが、今、民主党は選挙のポスター、選挙のポスターにはならないけれども、ポスターの中に民主党の公約として、後期高齢者医療制度を中止する、これが公約になっています。そして自民党と民主党の最近の支持率は、自民党が20%で民主党が40%、こういう結果が出ています。ですから、大変な問題がこの……

〔「要点を絞ってしてくれや」と言う人あり〕

福井議員 絞ってちゃんと言うてんのや。あんたら、自分が発言せんに黙って聞きなさいよ。一番簡単に言うてんねや、これで。意見に時間制限ないでしょう、討論に。

だから、こういうふうな今の自民党の政府の幹部でも中止しなけりゃならんと思うほどのまあ言えば悪い制度だということですよ。ですから、私はこの75歳以上のお年寄り、そしてだれでもが年を寄るわけです。ですから、こういう制度には断固反対して、この予算案に反対の態度をとります。

以上です。

議長 他に討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第4号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」から、議案第7号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」までの4件を一括して採決します。

この4件については、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数。

よって、議案第4号から議案第7号までの4件は原案のとおり可決することに決しました。次に、日程第12、議案第8号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につ

き議会の同意を求めることについて」及び日程第13、議案第9号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の2件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 ただいま上程されました議案第8号及び議案第9号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第13条に定める任期の満了に伴い、同規約第12条第4項の規定に基づき、本広域連合の副連合長として、北山村長の奥田貢君、有田川町長の中山正隆君をそれぞれ選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

何とぞご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている2件のうち、まず日程第12、議案第8号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑、採決を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第13、議案第9号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数。

よって、議案第9号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第14、発議第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

1番、井口弘君。

井口議員 ただいま上程されました発議第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について」、提案理由を申し述べます。

案文につきましては、お手元に配付しておりますように、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正しようとするものであります。

なお、参考資料として新旧対照表を添付いたしておりますので、ご参照願います。

何とぞ同僚議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第15、請願第1号「後期高齢者医療制度の資格証明書発行に関する請願」を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

16番、畑中秀敏君。

〔畑中秀敏君 登壇〕

畑中議員 「後期高齢者医療制度の資格証明書の発行についての請願」の紹介議員になり

ましたので、趣旨の説明をさせていただきます。なお、請願理由を読み上げさせていただくことで説明とさせていただきます。

後期高齢者医療制度は昨年4月からスタートしましたが、現在、保険料の滞納が大きな問題となっております。厚生労働省が18の広域連合からの報告を集計した結果では、普通徴収者のうち8.4%が滞納していることが明らかになりました。保険医協会の調査でも、9月分の保険料の滞納者数が27都府県で17万に達しているとのことです。これらのデータから推計すると、滞納者は全国で数十万人に上る可能性があります。

後期高齢者医療制度ができる以前は、75歳以上の高齢者からは保険証を取り上げることは法律で禁止されていました。ところが、新制度では保険証の取り上げが可能になりました。このままでは膨大な高齢者が保険証を取り上げられかねない事態です。普通徴収者は年金月額が1万5,000円に満たない低所得者であり、保険証が取り上げられれば医療機関にかかることができず、命に直結する大問題です。

つきましては、政府におかれまして、下記の事項について措置されるよう要望いたします。以上です。何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長 以上で説明が終わりました。

この際、ただいまの趣旨説明に対する質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

4番、平林崇行君。

平林議員 それでは、紹介議員の方に何点かご質問させていただきます。

請願理由として文章の中なんですけれども、厚生労働省が18の広域連合からの結果ということで、徴収につき8.4%が滞納、またこのデータから推計すると十数万に上る可能性、滞納者、そして保険医協会の調査では17万人に達しているということなんですけれども、これはどういう根拠の数字か、私、はっきりわかりません。

厚生労働省は、8.4%が滞納しているということは、これは間違いはないと思うんですけれども、全国レベルのシェアで見ると、ここは和歌山県後期高齢者広域連合組合から出すものに関しましては、やはり和歌山県、この地域の現状を国に訴える、それが第一やと思っております。ですから、私は橋本市から来ております。橋本市は全国レベルの8.4%に達していない。何%かわかりませんが、これは少し担当課とも話をしまして。だから、その地域、地域で、いろんな形で、この数字を私のはうのみにするわけにはいかないかな。本当に和歌山県の広域連合組合から出すのであれば、この地元の方、和歌山県の後期高齢者の皆様



本当に苦労している、そういう部分を理解した中で、私はこの請願というのを上げるべきだと思っています。

そして、あとこの最後に、もし和歌山県の数字がわかるのであれば、それをどうぞ発言していただきたいと。

そして最後の請願項目なんですけれども、「後期高齢者医療に対して資格証明書を発行せず、保険証を取り上げないこと」ということなんですけれども、これだけの1行の文でしたら、すべての後期高齢者の皆様方に、じゃ、ほんなら発行しないか。私は、この後期高齢者医療制度に賛成の立場で討論させていただいたときも、やはり医療崩壊というのは絶対避けなければいけない。そのためには、高齢者の方でも払っていただける方は払っていただく。そして本当に年金とか、ここで書いてある月何万円しかない人には、国は軽減措置をしていますけれども、僕は10軽減してもええと思うとるんですよ。それは言わせていただきました。ですから、私たち議員の仲間の方でも議員年金をもらっている方もいらっしゃいます。こんな方はどんどんやっぱり払うべきなんですよ。

ですから、この辺の部分で、一律に保険証を取り上げないということに関しましてどのような意見を持っておられるのか、その辺の2点、まずよろしくお願いします。

議長 お答え願います。紹介議員さん、答弁お願いいたします。

16番、畑中秀敏君。

畑中議員 これは国のことですので、それだけで請願をさせていただきました。ただ、和歌山県とか各市町村のことは調査しなければ私はわかりませんので、答弁は勘弁願いたいと思います。

以上です。

議長 他にご質疑ございませんか。

4番、平林崇行君。

平林議員 それ、大変紹介議員の方には難しいと思いますので、ここに事務局のほうから被保険者等の取扱要綱に係る運用基準という案が配付されてあるんですけれども、紹介議員さんの許可を得られたら、少しこのことに対しての事務局からの説明と、そしていろんなこれを参考にして私は賛成か反対かという、今回の請願についてちょっと考えてみたいんですけれども、その辺のほうは紹介議員の畑中さん、いかがでしょう。

〔「結構でございます」と言う人あり〕

畑中議員 その点、説明願えますか。願えたらよろしくお願ひしたいと思います。

議長 今、番外とおっしゃった方、どなたですか。

議長として今の4番の発言の取り計らいに困っております。できたら請願された議員さんをお願いしたいと思うんですが。

平林議員 確認しましょうや。確認して、このあれしたやつを、いいですよということ言うたんやから、それを議長がどう取り扱うてくれるかということを私は願っているんです。だから、いろんな意見あるけれども、これをちゃんとするためにはしっかりした事務局のこういう案に対する説明も私はしていただきたい。

議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後2時58分 再開

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

紹介議員に答弁を求めます。

16番、畑中秀敏君。

畑中議員 非常に勉強不足で、平林先生にはご迷惑をおかけしました。

県内の徴収の率なんですけれども、93.57%、それから全体では97.72%となっておりまして、それで、ここに1万5,000円とか請願の中で書いておりますけれども、相当高額なとか、やっぱり一定の基準で申し上げたわけでございまして、その点、ご了解願いたいと思います。全体じゃなしに、所得が200万も500万もある人じゃなしに、一定の基準の中でということでございますので、了解願いたい。

議長 再度ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 他にご質疑ございませんか。

1番、井口弘君。

〔「こっちが先よ、議長」と言う人あり〕

議長 ちょっと目につかなんだんで、1番。

井口議員 ただいま説明があつたんですが、私どもはこれ、採択するかどうかに応じなければならぬ立場ですよ。とすれば、今答弁がございまして、500万も600万ももろうている人を対象にしていらないということですが、実際のところはこの請願の要旨に従ってやらなければならないんです。ということは、全部一律にというふうにはしか読めないわけなんです。だから、そのためには、この案文では私どもは承知ができないというふうに思います。

したがって、今の答弁は請願の中身と違います。ということをお願いしなければならんわけです。すみませんが、そう思います。

それと和歌山の広域連合議会から意見書を送るとすれば、和歌山の現状がどうなのかということについてきちんと押さえた上でその意見書を送らなければなりません。それが議会の役割だと思っております。

したがって、例えばことしの7月で1年になります。1年になったときにどういう状態で資格証を発行するのかということについては、私ども議会の中ではわかりません。したがって、当局から、どういうお考えを今お持ちなのか、各県下の市町村にどういう指示をおろそうとしているのかということについて、これは提案者の皆さんにご了解をいただいた上で、当局のお考えもあわせて聞かせていただいて、そして判断をできる材料を与えていただきたい、こういうふうに思っておりますが、ご了解願えるでしょうか。

議長 お答え願います。

16番、畑中秀敏君。

畑中議員 当局のほうでどのような方向づけを考えておるかということ、そういう考え方があんなら、そうしてもらいたいと思います。

議長 それと他の質疑もあったと思うんですが、それのお答えをひとつ願います。ありましたね。

1番、井口弘君。

井口議員 500万、600万も貰っている人は、ここでは、対象としていないとのことですが、それはここの中に述べられておりませんので、そういうことであれば、きちんとその1万5,000円なら1万5,000円という、それ以下の人についてはどうかという請願でなければならない。したがって、その請願の体をなしていないというふうに申し上げたんです。

議長 答弁願います。

16番、畑中秀敏君。

畑中議員 ご指摘のとおりでありますけれども、この請願書の中身はこれで通さないといけないと思いますので、採決はもう皆さんにお任せして結構です。

議長 1番から提案ありましたとおり、事務局のほうから説明するということで計らってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 それでは、事務局より説明願います。

事務局長、田中友喜君。

事務局長 まず、資格証明書の今までの広域連合の取り組みと申しますか、議会で13番議員から常に資格証明書は交付しないでほしいと、そういうご意見が議会のたびにあったことは我々もわかっておりまして、実は47都道府県の広域連合がいわゆる確保法で、1年間滞納していれば資格証明書を交付するという法律になっております。

そういう中で、国に対して、いわゆるどういう基準で資格証明書を交付するんですかというふうな、我々も積極的に資格証明書を交付するというスタンスではございませんので、さらに強い要望が47都道府県からあったわけでございます。それで最近になって、それぞれの広域連合で運用基準をつくって、厚労省にお示しして、了解を得ていこうというふうな方向づけが国のほうからも示されたところでございます。

それ以前から我々和歌山の広域連合につきましては、いわゆる取扱要綱、それから現在、運用基準を幹事会に諮って、今のところ協議しているところでございます。

ただ基本的には、後ほど、私がお説明した、一般質問の中で連合長のお答えになってくる部分もありますので、ただ、いわゆる均等割の軽減世帯については、滞納されておっても資格証明書は交付しませんと、このように現実なっております。

ですから、前々からそういう我々の要望、取り組みが、この大体4月から7月にきちっとした、今は案ですけれども、明確化して市町村に、和歌山県下30市町村の運用基準が一定されると、こういうことになろうかと思えます。

そういうことで、我々広域連合も低所得者の方、4番議員さんからもいろんな意見も議会のたびに出されておりますので、できる限り低所得者の方につきましては滞納されておっても出したいくないと、こういう我々のスタンスで今まで取り組んできたこととございますので、後ほどその点について、運営協議会のときに資料も提出させていただいてございますので、あと後ほど13番議員から一般質問があるようですので、回答につきましては、広域連合長のほうから回答していただければ具体的な内容というのはおわかりできると思えます。

ただ、はっきり言わせていただくと、均等割世帯については、いわゆる資格証明書は交付しません。かなりの所得の人になると思えます。

以上でございます。

議長 再度ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 他にご質疑ございませんか。

14番、所順子君。

所議員 私もほとんど1番議員さんとさも似たような意見でございましたんですけれども、私もこの紹介議員のお手紙を高野町の事務局からいただきました。しかしながら、この文章だけで、読んで私はサインをして送ることができませんでした。というのは、この内容では余りにも私としては了承をしかねますというような状況でございました。

その中から、反対ではございません。これを読めば、確かに1万5,000円の低所得者からは取り上げてはいけないということには反対ではございませんが、だれがどのようにこの1万5,000円の低所得者の方をお調べになるのか、その1点だけをちょっと教えていただきたいと思います。

議長 紹介議員、答弁をお願いします。

16番、畑中秀敏君。

畑中議員 なかなかそこまで調査するという事は、いろんな弊害も出てこようかと思えますので、その点は各市町村別で何とか考えていただかんことにはと思います。私は、私なりにそんなことはできませんので。

議長 再度ご質疑ございませんか。ないんですか。

14番、所順子君。

所議員 それは大変難しい問題だと私も思って質問させていただいたんですけれども、そういうこともわからなくて、私はこの請願書にはちょっと賛成しかねるなという部分もあるんですけれども、どうしたらいいものか私自体も考えて、考えが浮かびません。国の姿勢とおっしゃいまして、このごろ国は姿勢も間違っている部分も大きく、国民も皆様も感じられている昨今でありますので、私はこの請願書もいいとは思いますが、賛成も反対もいたしかねるところでございます。

以上でございます。

議長 他に質疑ございませんか。

18番、衆茂夫君。

衆議員 美浜町の衆です。初めて来させていただいて、大変失礼いたします。

先ほど事務局から説明していただいたように、私どもの町でも資格証明書というのは簡単に発行しないということに聞いてきております。

それと、きょう、先ほどこの運用基準が示されました。この中にも、よっぽど悪者でない限り資格証明書を発行しないような運用でやられるということでございます。

この請願に関しましては、いわゆる説明はともかくいいんですけれども、下の項目を読みますと、どうあってもだれにも発行するなというふうにとれてしまうんです。だから、そうなるんで、これは、今ちょっと言われたけれども、反対討論すべきなんだろうと思うんですけれども、できましたらもうこれ一回引き下げて、こんなことを言うの大変失礼なんですけれども、そやから先ほどの方と同じで、賛成も反対もできないと。

ただ、後期高齢者医療制度がある限り、やっぱり悪質な人には発行しないとだめだと思うんですよ。だからやっぱり、高齢者をやめようやという請願だったらまた話は別なんですけれども、これはちょっと乗れませんので、大変請願者に悪いですけれども、これ、反対討論でしたらいいかと思えますけれども、大変申しわけないけれども、ちょっと賛成いたしかねるんで。書き直していただいたらいいけれども。

議長 答弁願います。

16番、畑中秀敏君。

畑中議員 非常にかいつまんだというのか、大ざっぱなことでこの請願書はできておりますと思います。それでもう一度、この請願書を取り下げて、また後日、もっと皆さんが納得いくような請願にしたいと思えますので、その点、皆さんどうですか。

議長 他にご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 この請願に対しましては、やっぱり採決までやっていきたいと、こう思っております。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。反対討論。

25番、吉田盛彦君。

吉田議員 25番、吉田です。

今回のこの請願の後期高齢者医療に対しての資格証明を発行せずということに対して反対をいたします。

皆さん、先ほどからいろいろお話を聞かれたと思いますが、国の基準で申されましたけれども、和歌山県の状況も余り把握されていないようでありましたし、そしてまた、14番議員の所順子さんの質問、1万5,000円の把握、それはどういう調査をされたかということであり

ますけれども、それもまだ調査がうまくできていないということでもあります。

そしてまた、事務局からの説明にも要綱、運用の基準もありましたように、私も見せていただきましたけれども、役場に何回も来ても応じないし、納付の相談に行っても、再三にわたってにかかわらずその保険料の期限から1年を経過した。国は1年を経過した時点ですぐということでもありますけれども、和歌山県の場合は、もちろんもっと優しい住民に対する心で接しているのではないかなと思っているところでもありますし、資格証明の発行に当たっては、特に慎重に、特別な事情、4つか5つあるんですけれども、相当な収入がある人にもかわらず保険料を払わない悪質な者、そういったこともありますし、交付の解除についてもあります。被保険者が市町村の窓口において、緊急に治療を受けなければならないことが生じたとき、かつ医療機関に対する医療費の一時支払いが困難である旨を申し出たときには、速やかに短期被保険者証を交付すると、大変に思いやりのある細かい施策を和歌山県はやっているように思います。

そういった理由から、全体の公平の原則から考えまして、今回の請願の趣旨に反対をいたします。

議長 他に討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより、請願第1号「後期高齢者医療制度の資格証明書発行に関する請願」を採決いたします。

本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立少数。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

お諮りいたします。

ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

次に、日程第16、「一般質問」を行います。

13番、福井健次君。

福井議員 13番、福井です。

通告に基づきまして、5点の質問をさせていただきます。

1点目は、実施後、間もなく1年になります。この4月から現在までの状況についてお尋ねをしたいと思います。

後期高齢者医療は発足時から、高齢者を中心に全国に怒りが広がりました。75歳以上の高齢者だけでなく、だれもが高齢者になると、家族を中心に全国に広がったわけであります。政府は、この国民の怒りを恐れて一定の減額措置を講じましたが、なかなか怒りがおさまらず、最近の情報では、審査請求をした人が和歌山県では87人、全国では1万人というふうに私は聞いていますが、そういう人たちが、この医療制度は75歳以上のお年寄りを差別する世界に例のないお年寄りに冷たい制度である、そういうことでこの怒りが広がっているわけがあります。

今後、より一層住民の怒りは時間がたつにつれて、この医療制度はいろんな面で災いを生じています。

例えばおばあさんが孫さんを育てている。おばあさんは10万円の年金です。子供は重複障害があって作業所へ行っていますが、作業所では1日100円しかないんです。しかし、障害を持っていますから、保健室に入るとその1日の100円はなくなってしまいます。しかし、この高齢者のおばあさんには保険料が掛けられます。しかし、この障害のある女の子には国民健康保険税が課せられるんです。それが年間3万円弱あるわけです。そして、その中から3,000円ほどのお金が支援金として広域連合から来る。広域連合から来る書類の中には、そういうふうに支援金として取られると。その娘さんの1カ月の収入は2,000円である。その人からそういう保険料は取られると。ですから、それはすべてそのおばあさんの年金から支払わなければならない、そういう状態もありました。

ですから、この後期高齢者医療を当てはめていけば、いろんな状況が違うんですね。一人一人皆違うわけです。そういう中で当てはめていけば、いろんな問題がたくさん出てきます。それが和歌山県で87人とか、全国で1万人という人が審査請求を要求した、そういう結果になったのではないかと思います。そういうことに対して、広域連合としてどういうふ



うに思うのかということが1つ目の質問です。

そして、包括払いというのがあります。一定の定額ですね。これが何件ぐらいあるのか、また全体でどのくらいの率になるのかをお尋ねしたい。

そして3番目に、普通徴収の徴収率は幾らか。1年間滞納すれば資格証明書を発行することになっています。法改正がされてそういうふうになりました。それらが被保険者への影響はどんなふうになっているのかということをお聞きしたい。

4番目に、健康診査の受診料は当初見込みと比べてどういうふう到现在なっていますか。基本診査を受託医療機関だけではなくに集団健診でも受けられるようにすべきと思いますが、考えはどうでしょうか。また、医師会に加入していない医療機関で健診は受けられるのか。これをお聞きしたいのは、後期高齢者の方で、国民健康保険のときよりも格段に健診の内容が簡素化された、だから行く気にもなれないと、審査請求をした人の口実の中からもそういう批判があります。ですから、こういうことがどんなふうになっているのか、お聞きをしたいと思います。

そして5点目に、将来の保険料の値上げが心配されています。75歳以上のお年寄りの率がふえれば、このふえただけ保険料は上がっていくと。厚生労働省の土佐和男さんは、この高齢者医療、保険料が際限なく上がっていくその痛みを高齢者の人に感じてもらうためにこの制度をつくったというふうに言っています。それが余りにも反響を呼んだものですから、サンデー毎日のページで余り正直に言い過ぎたと、こういうふうに言っていると。サンデー毎日のここに日数を書いてくるのを忘れましてので年月日は書いてありませんけれども、そういうことであります。

ですから広域連合としては、この将来の、大体国や、特に総務省などでデータを持っていると思います。将来に向けての人口がどういうふうになっていくのか、そういうものを利用して推計を立てることは可能だと思います。ですから、どういうふうに予測されているかお尋ねをしたい。

以上5点、よろしく申し上げます。

議長 当局より答弁願います。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 13番、福井議員の5項目についてのご質問にお答えします。

まず、後期高齢者医療制度が原則75歳以上の方を対象とする独立した保険制度であること

が基本的な問題点であるという観点に立ち、後期高齢者医療制度に対する審査請求が提起されている中、高齢者の方々の声をどう受けとめているのかという質問でございます。

全国の状況については、報道機関等を通じた情報ということで、正確に把握しておりませんが、本県下におきましては、昨年9月に和歌山県後期高齢者医療審査会に審査請求の提出があり、現時点では採決に至っていないと聞いております。

また、審査請求に係る処分としては、保険料に関するものが主なものでございました。この点に関しましては、昨年4月の制度施行以来、国民の皆様からのさまざまなご意見を受けて、制度の根幹を所管とする厚生労働省において、昨年6月には所得の低い方へのさらなる保険料の軽減、保険料の普通徴収の拡大、さらに本年1月から施行となる75歳到達月における自己負担限度額の特例など、種々の改善が図られたところでございます。

後期高齢者医療制度の保険者として、そして執行機関として、この後期高齢者医療制度は、老人保健制度が抱える問題点を解決するために10年余りにわたる議論を経て制度化されたものであり、高齢者の方々の医療費を国民全体で支えていく仕組みとして、高齢者の方々の医療を守っていくためにも必要なものであると考えております。

一方、さまざまな問題点のあることも認識しているところであり、よりよい制度の構築に向け、制度の見直し等、国に要望を行っているところでございます。国におきましても、高齢者の方々の心情に配慮し、法律に規定する5年後の見直しを前倒しして、制度の根幹部分にまで及ぶ制度改正の検討が進められております。

こうした状況のもと、広域連合としては、構成市町村と十分連携しながら、被保険者の方々に制度の趣旨、必要性をご理解いただくための懇切丁寧な説明を重ねるとともに、ご利用いただきやすい制度となるよう国への要望を引き続き行い、今後の制度改正にも適確に対応し、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めてまいります。

2項目めです。包括払い、いわゆる高齢者担当医についての質問でございます。

まず、包括払いの各月の請求件数及び全体に占める割合についてでございます。

11月診療分までの実績として、レセプト提出医療機関数及びレセプト件数は、月平均8医療機関、578件で、入院外医療レセプト全体に占める割合は0.30%となっております。また、高齢者担当医の県下での登録状況は、本年2月1日現在で95医療機関となっております。

また、被保険者への影響はどうなっているのかとのご質問でございます。

制度施行当初は、周知不足に加えマスメディアでの報道等もあり、電話での問い合わせが若干数ございましたが、苦情に当たるものは寄せられておらず、その後も苦情に当たるもの

が寄せられていないことから、受診に関し被保険者の方が不利益をこうむっていないものと考えてございます。

第3項目めでございます。

普通徴収保険料の徴収率についてでございます。

昨年の11月末納期分まで、県下全体として、先ほどもございましたが、約93.5%となっております。資格証明書の発行に伴う医療受診への影響や旧老人保健制度との比較から、資格証明書を発行するべきではないという前提に立ってのご意見もございましたが、厚生労働省の通知の内容についてでございます。

当該通知は、広域連合において資格証明書を発行する際の基準を定める際に、均等割保険料の軽減の対象となる方を除外することも考えられる、このように基準の一例を示したものでございます。当広域連合におきまして、この考え方に賛同するところでございます。

なお、現状では、被保険者約13万5,000人のうち約8万9,000人、約66%の方が均等割軽減対象者となっております。

また、普通徴収の方法により保険料を納付される方のうち、保険料の軽減を受けていない方は何人おられるか、またその方々にも資格証明書を発行しないようにすべきではないかと。これは先ほどの議論の中身でもございますけれども、普通徴収の方法により保険料を納付されている方のうち、おおむね2万人、約15%の方が軽減対象外となっております。その方々の中には所得の低い方がおられる一方、所得の高い方もおられます。したがって、すべての方を一律に取り扱うことにつきましては問題があると考えておりました。払えない方と払わない方とは違った対応となるのは、平等の観点からも必要だと考えております。

いずれにいたしましても、資格証明書の交付に至らないように、滞納初期の段階から被保険者の個別の特別な事情の有無等の実態把握をし、納付相談を行いやすい環境を整え、相談機会の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

第4項目めは、保険事業における健康診査についてのご質問でございます。

まず、健康診査の受診率は当初の見込みと比べてどうかという点でございますが、現在、健康診査を実施中でございますので、確定数値としてお示しすることはできませんが、昨年12月末現在の数値で申し上げますと、受信者数は3,516人、被保険者の2.4%の受診率となっております。また、当初は11%と見込んでおりました。一方、受診の申し込みをされた方は1万6,789人、被保険者数の11.6%となっております。したがって、申し込みをされた

方の20.1%の方が受診されたという状況でございます。

次に、5項目め、将来の保険料の値上げが心配されておりますが、どう予測しているのかというご質問でございます。

次期特定期間となります平成22年、23年度の保険料の算定でございますが、保険料を決定する要因は、22年、23年の2カ年の被保険者数及び被保険者の医療費の総額、所得の総額、保険料徴収率が関係してまいります。

現時点では、被保険者1人当たりの医療費が制度施行前の予想を下回っております。一方、保険料徴収率も予定した徴収率をわずかに下回っておりますが、医療給付を賄える範囲内ではないかと考えており、次期特定期間においても同等程度の保険料徴収率を保てるものではないかと予測をしているところでございます。

今後、団塊の世代と言われる方々が確実に加入されるわけですから、現在国において、後期高齢者医療制度だけにかかわらず、国民健康保険制度も含めた地域医療保険制度全体にわたり、抜本的な改革も視野に入れ検討されていると聞き及んでおります。その動向を見詰めながら対応していくこととなりますので、現時点での中長期的な保険料の予測については、お答えすることは適当でないと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、被保険者及び市町村並びに広域連合への過大な負担とならないよう、今後も国に対し要望を重ねてまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。

議長 再質問ありませんか。

13番、福井健次君。

福井議員 包括払いの件で少しお尋ねしたいんですが、この包括払いというのがよく私はわからんです。外来の場合は6,000円というのが限度だというふうにお年寄りからは聞いております。この包括払いというのは、入院したとか、そういう重度の病気になったと、そういう場合の包括でこの医療費は何ぼに決めてしまって、その枠内でやらねばならないと、そういうふうなものと私は考えているんですが、その外来の6,000円ぐらいのところでしたら問題が余り聞こえないんです。外来で行く場合は最高でも数千円、少ない場合は1,000円以下というのが多いというふうにお年寄りから聞いております。

この包括払いは、重度な病気にかかっても医療費を制限されるということなんですか。少し私、勉強不足なんで教えてください。

議長 答弁願います。

事務局長、田中友喜君。

〔事務局長 田中友喜君 登壇〕

事務局長 13番議員さんのご質問にお答えいたします。

いわゆる入院とか、この部分については、現在も出来高払いでございます。それと600点、これは外来の部分でございまして、調剤関係についてはこの点数の中に含んでおりません。そういうことでございますので、マスコミ等でいろいろ騒がれたんですけれども、そういうことで先ほど連合長のほうから600点に対する現状の状況をお話ししたということでございます。

ですから、入院した、高額な医療費がかかると、こういう場合は、今までも包括払いでございませぬので、出来高払いでやっております。それと600点についても、これは医療機関が登録しなければなりません。それと患者の方がいわゆる了解をした中で、この600点の範疇で診療を行うということになっておりますので、先ほどの状況、広域連合長がお示した数字が今の広域連合の状況でございます。

以上でございます。

議長 再々質問ありませんか。

13番、福井健次君。

福井議員 それから、資格証明書の件でもう一度お尋ねをしたいんですが、この資格証明する場合、被保険者の収入を調べますね。それを調べられるのはその町の役場であり、広域連合でも調べられるんじゃないんですか。そういう中で、この人は1万5,000円の収入しかない、そして家族と一緒になのか1人なのかということもわかると思います。そしてこの1万5,000円で生活ができるとは到底思われぬ。

しかし、1人のおばあさんが国民年金で小さな家にぼつんと住んでいます。外出もできない、出口のところまで座り込んでうつろな目で外を見ていると、そういう状況の人も後期高齢者の中にはおります。ですから、その人の国民年金では、到底減額をされても、生活費、それこそ3食が食べられかねるような収入しかありませんから、そういうこともよく役場とかで調べてもらうとか、広域連合で直接その収入を調べられるんやったら調べるなり、そうやって、金があるとか、そういう余りにも悪質なのはこういう制度を壊すことにもなりますから、やはりそれは適切にやらねばならぬだろうというふうに思います。ですから、それはこの請願とか、私もこの悪質な、悪質などは書いていないけれども、そこは当局の権限でもっ

て本当にその人の実態がわかるのであるならば、それは当局でやるべき仕事だというふうに思います。

ですから、そうでない限り、この資格証は発行されたら、その人が医者にかかろうと思ったら医療費を全額支払わなければならないんです。ですから、滞納しとる人の大部分は1万5,000円以下の普通徴収の方だと思います。年金の方は天引きされますから、ないと思うんですが、そういう生活保護レベル以下の収入しかないお年寄りのことだということで、やはりもっと温かい目で滞納しとる場合も接してやってほしいと思うんですが、いかがですか。

議長 当局より答弁願います。

事務局長、田中友喜君。

〔事務局長 田中友喜君 登壇〕

事務局長 先ほどから説明しているんですけども、今後新しい制度というのか、軽減措置ができるんですけども、それが9割、7割、5割、2割の軽減、こういう均等割の軽減世帯ですね。それが年金収入で夫婦世帯の例でいきますと、2割軽減の方で238万以上でないといわゆる資格証明書を交付しないということになるんですよ。

ですから、先ほどから申しているように、私どもでもその所得については把握できますし、市町村においても把握できます。そういう中で、そういう低所得者に対して、いわゆる均等割の軽減世帯については資格証明書を交付しないということを我々の先ほどからの運用基準で示しております。そして、それ以上の所得のあった方がいわゆる発病したよと、入院せなあかんねんよという場合は、この運用基準にも、先ほどあっちの議員さんの反対討論にあったように、いわゆる短期証に切りかえるよというような取り扱いもするようになっておりますので、ご了解願いたい。

それと、この運用基準については、市町村がいわゆるその基準に基づいてやってもらうということでありまして、前々から資格証明書のことについては、我々も本当にシビアにとらえております。そういう中でこの運用基準がつくれたということになってございますので、本当に悪質でない限りは、資格証を基本的には我々は積極的に発行するというスタンスではございませんので、十分ご理解をいただきたいと思います。

議長 以上で一般質問を終結いたします。

本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案について終始熱心なご審議を賜り、おかげをもちまして

すべて議了し、無事閉会を宣言する運びとなりました。これひとえに議員各位のご協力のたまものと衷心より敬意を表するとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

議員各位におかれましては、ますますご健勝で議会活動、議員活動に精励されますようご祈念を申し上げて、簡単措辞ではございますが、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重かつ熱心にご審議をいただき、提出いたしました諸議案につきまして、いずれもご賛同いただきましたことを厚くお礼申し上げます。ご審議で賜りましたご意見、ご提言につきましては十分に尊重し、また留意して、今後の後期高齢者医療制度運営に反映してまいり所存でございます。

さて、議員の皆様方におかれましては、それぞれの自治体での議員活動などを通じ、ご高齢の方々に多大な貢献をいただいておりますことに心から敬意を表し、感謝申し上げる次第でございます。

最後になりましたが、議員の皆様方にはますますご多忙の日々と拝察いたします。健康に十分ご留意され、ますますのご健勝とご多幸をご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長 これにて、平成21年2月13日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございます。

午後3時50分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 宮 本 勝 利

署 名 議 員 平 林 崇 行

署 名 議 員 赤 松 義 之